

平成23年4月26日

基礎的電気通信役務支援機関  
**TCA** 社団法人電気通信事業者協会  
Telecommunications Carriers Association

## ユニバーサルサービス（基礎的電気通信役務）制度に係る 修正番号単価の公表について

社団法人電気通信事業者協会(会長：孫 正義)は、本日(平成23年4月26日)ユニバーサルサービス制度に係る修正合算番号単価及び修正番号単価について、4月25日開催の支援業務諮問委員会(委員長 齊藤忠夫東大名誉教授)の答申を受け、下記のとおり算定したのでお知らせします。

### 記

#### 1 修正番号単価とは

ユニバーサルサービス制度の負担金の額の算定に用いる番号単価は、算定対象電気通信番号の総数の増減等を勘案して、半年に1回見直しを行うこととなっています。

今回の見直しは関係規定に基づき、平成22年6月末の算定対象電気通信番号の総数を基礎として算定した番号単価(平成23年2月末～6月末の算定対象電気通信番号に適用されるNTT東西の合算番号単価は7円)について、平成23年1月末の算定対象電気通信番号の総数に基づき算定したものです。

なお、この平成22年6月末と平成23年1月末との間における算定対象電気通信番号の総数の増減は次のとおりです。

平成22年6月末 193,154,128番号  
平成23年1月末 195,934,836番号  
( 差引き増数 2,780,708番号 増加率 1.44% )

#### 2 今回算定した修正合算番号単価及び修正番号単価

##### 修正合算番号単価

1 電話番号当たり 7円/月 で現在の番号単価と同額

##### NTT東西に係る修正番号単価

NTT東日本に係る修正番号単価 4.19005962円 に修正  
( 現在の番号単価 4.19125075円 )

##### NTT西日本に係る修正番号単価

2.80994038円 に修正  
( 現在の番号単価 2.80874925円 )

### 3 修正番号単価等の適用の時期

平成23年7月～12月(予定)の算定対象電気通信番号に係る負担金の額の算定に適用

ホームページアドレス：<http://www.tca.or.jp/universalservice/>

(社)電気通信事業者協会ホームページ

(トップページ <http://www.tca.or.jp/>からもご覧いただくことができます)

以 上

# 修正合算番号単価の算定

( 1 ) H 2 3 . 7 ~ 1 2 月間の要徴収負担金額の算出 ( A - B - C = D )

<b>A</b> 徴収すべき負担金総額	<b>B</b> 前年度 残余额	<b>C</b> H23.1~6月 (算定月)間の 徴収見込額	<b>D</b> H23.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額
補てん対象額 15,194,639,991 円 + 支援機関事務費 60,350,425 円 = 合計 15,254,990,416 円	-	H23.1月分 0 円  H23.2~6月分 (直近の番号数適用) 6,857,719,260 円	=
	-		7,543,204,464 円

( 2 ) ( 1 ) の負担金額徴収のための合算番号単価の算定 ( D ÷ E ÷ 6 月 = F )

<b>D</b> H23.7~12月(算定月)間 の徴収すべき見込額		<b>F</b> 修正合算 番号単価
7,543,204,464 円	÷	修正番号単価の 適用月数 (H23.7~12月)
		=
<b>E</b> 直近(H23.1月末)の 算定対象電気通信番号総数		6ヶ月
195,934,836 番号		=
		6.41642... 円
		↓
		7 円

総務省告示第429号第3条第2項に基づき、同条第1項を準用して、整数未満の端数を切り上げとした

# - 1 . 修正番号単価の算定 【NTT東日本】

( 1 ) H 2 3 . 7 ~ 1 2 月間の要徴収負担金額の算出 ( A 東 - B 東 - C 東 = D 東 )

<b>A 東</b> 徴収すべき負担金総額	<b>B 東</b> 前年度 残余额	<b>C 東</b> H23.1~6月 (算定月)間の 徴収見込額	<b>D 東</b> H23.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額
補てん対象額 9,097,792,323 円 + 支援機関事務費 36,134,823 円 = 合計 9,133,927,146 円	-	H23.1月分 0 円 H23.2~6月分 (直近の番号数適用) 4,106,060,141.68064 円	=
			4,515,210,917.31936 円

( 2 ) ( 1 ) の算出額を、修正合算番号単価算出時に導き出した H23.7~12 月間の徴収すべき額で除する ( D 東 ÷ D = G 東 )

<b>D 東</b> H23.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額	÷	<b>D</b> 修正合算番号単価の H23.7~12月(算定月)間 の徴収すべき見込額	=	<b>G 東</b> 0.5985799455
4,515,210,917.31936 円		7,543,204,464 円		

( 3 ) 修正合算番号単価に ( 2 ) で算出した数値を乗ずる ( F ÷ G 東 = NTT 東日本修正番号単価 )

<b>F</b> 修正合算 番号単価	×	<b>G 東</b> 0.5985799455	=	4.1900596185
7 円				

## - 2 . 修正番号単価の算定 【NTT西日本】

(1) H23.7 ~ 12月の間の要徴収負担金額の算出 (A西 - B西 - C西 = D西)

<b>A西</b> 徴収すべき 負担金総額	<b>B西</b> 前年度 残余额	<b>C西</b> H23.1~6月 (算定月)間の 徴収見込額	<b>D西</b> H23.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額
補てん対象額 6,096,847,668 円 + 支援機関事務費 24,215,602 円 = 合計 6,121,063,270 円	-	H23.1月分 0 円  H23.2~6月分 (直近の番号数適用) 2,751,659,118.31936 円	=
	341,410,605 円		3,027,993,546.68064 円

(2) (1)の算出額を、修正合算番号単価算出時に導き出したH23.7~12月間の徴収すべき額で除する (D西 ÷ D = G西)

<b>D西</b> H23.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額	<b>D</b> 修正合算番号単価の H23.7~12月(算定月)間 の徴収すべき見込額	=	<b>G西</b> 0.4014200545
3,027,993,546.68064 円	÷	7,543,204,464 円	

(3) 修正合算番号単価に(2)で算出した数値を乗ずる (F ÷ G西 = NTT西日本修正番号単価)

<b>F</b> 修正合算 番号単価	<b>G西</b> 0.4014200545	=	<b>NTT西日本修正番号単価</b> 2.8099403815
7 円	×		